

1. 「出展規定」をご確認のうえ、お申込みください(本申込書のご提出は、「出展規定」の規則に同意するものとします)。
2. 出展製品情報/過去に出展したことのある見本市等のブース写真/会社案内(初回出展の方のみ)と併せて、出展申込書を事務局までお送りください。

1. 貴社情報 裏面の出展規定に同意し、以下の通り出展を申込みます。 _____ 年 _____ 月 _____ 日

フリガナ	-----		
会社名： (和文)	_____		
(英文)	_____		
フリガナ	-----		
代表者名：	_____	部署・役職名：	_____
住所：	(〒 -) _____		
Tel.	_____	E-mail.	_____

2. 見本市ご担当者情報 事務局よりご連絡する際に窓口となる方の情報をご記入ください。

フリガナ	----- ※上記と異なる場合のみ記入		
会社名：	_____	部署・役職名：	_____
フリガナ	-----		
担当者名：	_____	E-mail.	_____
住所：	(〒 -) _____ ※上記と異なる場合のみ記入		
Tel.	_____	Fax.	_____

消費税を別途申受けます。

3. 出展小間数・料金 ※1小間のサイズ：[9m² = 間口3m × 奥行3m]

_____ 小間 (1～9小間の場合) × ￥340,000 (消費税別) = _____ 円
 _____ 小間 (10～19小間の場合) × ￥306,000 (消費税別) = _____ 円
 _____ 小間 (20～ 小間の場合) × ￥289,000 (消費税別) = _____ 円

※(一社)日本家具産業振興会の会員には、会員価格が適用されます。詳細は事務局までお問合せください。

※出展申込書受領後、請求書を発行いたします。請求書に記載された期限までにお支払いをお願いいたします。

4. 出展申込理由

- 前回結果が良かった マーケティング 新規開拓 受注 ブランディング 見本市の評判が良い 早割・ダブル出展割に満足
 営業担当者が良かった 時期が良い 他からのすすめ その他 ()

5. 公的助成金申請の有無

有 ※交付予定時期：_____ 年 _____ 月 無

6. 出展製品情報 出展予定製品・ブランド・コンセプト等をご記入ください。

web.

※各種申請が必要な出展製品がございます。詳細は後日配布予定の出展マニュアルにてご確認ください。

7. 出展希望ゾーン

出展パンフレットをご参照のうえ、ご希望のゾーンを第三希望までご記入ください(特別審査ゾーンについては1ゾーンのみ選択可能です)。ゾーンによってはパッケージブースの使用が必須となりますので、審査を通り、ゾーンが確定した場合には、指定のパッケージブース申込書をご提出ください。

第一希望		第二希望		第三希望	
------	--	------	--	------	--

〔 •ACCENT •EVERYDAY •GLOBAL •HOME •KITCHEN LIFE 〕
 〔 特別審査ゾーン：•アトリウム特別企画 •CREATIVE RESOURCE •JAPAN STYLE •MOVEMENT 〕

※本見本市では、出展者様の出展ゾーン・小間位置を決定する際に、出展される製品の情報とブース装飾プランが重要な判断材料となります。ゾーン全体のスペース調整の結果、ご希望のゾーン以外での出展をお願いする場合がございますので、あらかじめご了承ください。出展申込の際には出展製品情報をご提出いただき、2018年7月下旬までにブース装飾プラン(パース図・コンセプト案等)を事務局に必ずご提出ください。

IFFT/インテリア ライフスタイル リビング 出展規定

1. 出展申込

出展を希望される方は、この出展規定をご確認になり、出展申込書に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、下記提出資料と共に、事務局までお送りください。主催者にて出展申込書と提出書類の内容を審査し可否と小間数の決定をした後、「出展申込受領確認書」を発行し、送付いたします。この「出展申込受領確認書」の発行をもって本見本市への正式な出展申込とします。

出展審査によっては、ご希望の小間数に添えない可能性がございますので、ご了承ください。
※ゾーンによってはパッケージブースの使用が必須となりますので、審査を通り、ゾーンが確定した場合には、指定のパッケージブース申込書をご提出ください。

【提出書類】

出展製品情報/過去に出展したことのある見本市等のブース写真/会社案内(初回出展の方のみ)

2. 出展申込締切

2018年7月13日(金)

※締切日以前でも、予定小間数に達した時点でのお申込みを締切らせていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。

3. 出展料金支払

出展申込書受領後、請求書を発行しますので、請求書記載の支払期日までに出展料金を指定口座へお振込みください。なお、振込手数料は振込人にてご負担願います。各支払い期日までに出展料金のご入金を確認できない場合、出展を取消しとさせていただきます。

■出展料金(スペースのみ・消費税別)

小間数	小間単価	
1～9 小間	¥340,000	×小間数
10～19 小間	¥306,000	×小間数
20～ 小間	¥289,000	×小間数

※1小間のサイズ:[9m²=間口3m×奥行3m]。

4. 出展申込後の取消し

出展申込書受領後に申込面積の一部または全部を取消しすることは原則としてご遠慮願います。ただし、取消理由を書面で通知いただき、やむを得ないと認められた場合は、下記の通り取消料金を申受けます。

また、出展者が日本への入国査証を取得できない場合、出展物が輸入通関手続きにおいて許可がされないため出展を取消しざるを得ない場合にも適用されます。

■【出展申込受領確認書】の日付よりキャンセル時期にかかわらず、出展料金の50%を申受けます。

■小間位置確定後につきましては、出展料金の100%、および出展取消しに伴い見本市事務局での費用負担が発生した場合は、その実費も申受けます。

5. 小間位置の決定

小間位置は、①出展製品の 카테고리、②小間装飾のプランをもとに、会場全体の構成を考慮のうえ、決定します。なお、出展小間数、ゾーンによっては事前に小間の位置や形状に関して相談させていただく場合がございます。つきましては、小間の装飾内容(造作)が分かる資料(パース図・コンセプト案等)を、7月下旬までに事務局にご提出ください。

本見本市には、通常の製品カテゴリーによる展示ゾーンの他に、テイスト・スタイルによって分けられた「特別審査ゾーン」があります。このゾーンの出展者は提出された申込書の内容および資料に基づいて審査により決定されます。詳しいご案内につきましては、主催者までお問合せください。

運営上やむを得ない事情が生じた場合には、小間位置を変更する場合があります。

6. 出展面積の転貸・売買・譲渡・交換の禁止

主催者の許可なしに、出展者が出展面積の一部あるいは全部を第三者に転貸・売買・譲渡・交換することはできません。主催者の許可を得ずに転貸・売買・譲渡・交換を行った際には、両者の出展が無効となる場合があります。

7. 自社小間以外での禁止事項

出展物や装飾は必ず自社小間のスペース内に収めてください。自社小間スペース以外での、カタログ・サンプル等の配布、アンケート・呼び込み・デモンストレーション等の宣伝活動や、空箱・梱包資材等の放置も禁止します。それらの行為が認められた場合には、出展を取りやめさせていただく場合がございます。

8. 補償

出展者が他の小間、主催者運営設備、または見本市会場の設備および来場者等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任となります。

9. 保険

出展者は、会場への出展物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをおすすめします。

10. 見本市の延期・中止

(天災・人災・疫病等の不可抗力による見本市の延期または中止)

天災・人災・疫病等の不可抗力により見本市開催が困難と判断された場合、主催者は見本市の延期または中止を決定します。中止の場合、出展料金は必要経費を差引いたうえで、出

展者に返却します。それ以外に生じた費用・損害等については、主催者は責任を負いかねます。(その他の事由による見本市の延期または中止)

主催者は見本市の開催が出展者全体の十分な成果につながらないと判断される理由がある場合には、見本市開催の2カ月前までに見本市の延期または中止をすることがあります。その場合には、その時点までに支払われた出展料金は遅滞なく全額返金されます。それ以外に生じた費用・損害等については、主催者は責任を負いかねます。

11. 出展物の搬入・搬出、装飾工事と撤去

出展物等の会場への搬入・搬出および装飾工事、その他準備についての詳細は、見本市開催の約2カ月前までにお送りする出展マニュアルにてご案内いたします。

12. 入国査証に関する免責

出展関係者は出展料金全額の入金確認をもって日本国査証取得のための招聘発行サービスを受けることができます。1小間につき2名まで申請が可能になります。再発行および再転記の手続きが必要な場合には、追加料金(払戻し不可)が課金されます。主催者は査証申請の結果についてはいかなる責任も負いません。

13. 輸入通関手続きに関する免責

主催者は、出展に関する輸入通関手続きのための適切なサービスを提供します。ただし、申請の結果についてはいかなる責任も負いません。

14. 即売の禁止

サンプル販売等の名目で不特定多数の来場者へ販売する行為は、他の出展者の迷惑となりますので固く禁止いたします。

15. 知的財産権の保護

特許・実用新案・意匠・商標の権利を保護する必要がある製品、サービス、技術等については、見本市開催前までに特許庁にて所定の申請手続きを行ってください。また、出展のお申込みの際には、出展物が他人の権利を侵害していないことを確認のうえ、お申込みをしてください。出展申込書の受領後に、同出展物が他人の権利を侵害すると判断された場合には、出展をお断りすることがあります。

本見本市は特許法ならびに意匠法に基づき認められた、出展者が保有する諸権利を尊重します。会期期間中に知的財産権に関する出展者間の問題が生じた場合は、上記原則に基づき裁定されます。よって主催者は、上記法律に即し当該出展者の違法性が明確に証明された場合、当該出展物の撤去を勧告・撤退を実施する権利を保有します。また、上記法律に基づく権利保有期間が過ぎ、その権利内容に基づいた展示物が第三者から出展された場合は下記の通りとなります。

■当該権利の元来の保有者が、継続して当該権利に基づく製品を生産している(正規の継承者がいる)場合、第三者たる出展者は当該製品の出展を不可とします。

■会期期間中に当該製品の出展が確認された場合、主催者は当該出展物の撤去を通告・実施する権利を有します。

■当該権利の権利期間失効の後、当該権利に基づく製品の生産者がいない(正規の継承者がいない)場合はその限りではありません。

16. 見本市の運営と免責

主催者は見本市の業務を円滑に実行するために、各種規則等の制定・修正を行います。また、この出展規定に記載のない事項について、新たに取決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展者が本出展規定ならびに展示規則、その他出展マニュアル上の規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。暴力団、暴力団関係団体およびその関係者、もしくはその他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したときは、出展をお断りします。これらの場合、既に払込まれた出展料金等は返却いたしません。

出展製品が見本市の趣旨にそぐわないと主催者側にて判断した場合には、その出展製品の出展をお断りすることがあります。

主催者は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約し会場の管理にあたりますが、展示品の損害・滅失・盗難等に関する責任は負いかねます。

見本市会期中および会期後の商談・契約内容に関して、主催者はその責任を負いかねます。

17. 出展規定と展示規則の承認

すべての出展者は、この出展規定および主催者が制定する展示規則を承認したものとします。

18. 準拠法

本契約の準拠法は日本法とします。

19. 合意管轄裁判所

本契約に関する紛争の管轄裁判所は、東京地方裁判所とします。

【主催者による会場内記録の使用について】

主催者は見本市会場内において取材・撮影を行います。取材によって得られた情報や撮影した画像は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループが主催する国内外見本市の広報・宣伝活動に使用することがあります。

【個人情報の取扱いについて】

ご登録いただきました個人情報は、メッセフランクフルト ジャパン株式会社およびメッセフランクフルト グループが主催する国内外の見本市のご紹介および出版物、各種サービスや関連情報、出展者・スポンサー等の製品やサービスに関する情報をご提供するために利用させていただく場合があります。これらの正当な目的以外に無断で利用することはありません。なお、ご提出いただきました個人情報は弊社にて厳重に管理いたします。

個人情報に関するお問合せ窓口

E-mail: privacy@japan.messefrankfurt.com